関東大震災時に制定された特別都市計画法の法的検討
－法案制定経緯、他の法律との適用関係、その後の法律への継承関係を中心にして－

Legal review of the Special City Planning Law Enacted after the Great Kanto Earthquake
－ Focusing on the process of enactment of the law, its applicability to other laws, and its succession to subsequent laws －

佐々木晶二*1
Shoji SASAKI*1

本研究では、復興法制の評価のための基礎資料を得るため以下の研究を実施する。第一に、関東大震災時に制定された特別都市計画法の制定過程を分析し、その経緯を明らかにする。第二に、特別都市計画法について、一般法である都市計画法、耕地整理法との適用関係を整理し、震災被災地に不可欠な部分に関する特例規定のみが整備されたことを明らかにする。第三に、関東大震災時の特別都市計画法の規定が、関東大震災時の特別都市計画法から、戦前における都市計画法改正による一般化、さらに戦災復興時の特別都市計画法を経て、戦後の土地区画整理法に、一定率まで無償減歩をする規定以外は継承されたことを明らかにする。

キーワード: 関東大震災、特別都市計画法、都市計画法、土地区画整理、耕地整理
Keywords: Great Kanto Earthquake, Special City Planning Law, City Planning Law, Land readjustment, Arable land readjustment

1. はじめに

本稿は、日本の近代法体系の中での最初の復興法制である、関東大震災時に制定された特別都市計画法について、法的分析を行うことを通じて、その後に講じられた復興法制を評価するための基礎資料等を提供することを目的とする。

関東大震災時に制定された法律のうち、特別都市計画法を分析対象とした理由は以下のとおりである。

関東大震災が発生した1923年9月1日から翌年8月31日までの間に法律又は勅令（明治憲法第8条又は第70条に基づく緊急勅令及び現代法での行政組織法に該当する官制勅令を対象とする。以下同じ。）は合計で86本が制定されている。このうち、土地、建物に関係のあるものとしては、

①帝都復興院等の復興組織関係（表1の赤のセル）
②都市計画関係（表1の緑のセル）
③借地借家関係（表1の青のセル）

である。詳細は表1参照。なお、関係する表は以後、表4を除き、すべて文末に掲載する。

①の帝都復興院等の復興組織関係については、越澤明をはじめとする先行研究(1)が存在し、また、帝都復興院が短期間で廃止された要因など政治学からの重要な論点はあるものの、国民の権利義務に関わるものではないことから法的な論点は乏しい。一方で、③の借地借家関係については、多くの法的論点を含むものの、既に、小柳春一郎など先行研究(2)が豊富である。

②の都市計画関係(3)については、特別都市計画法の特例内容となっている土地区画整理事業の観点から、工学者による先行研究(4)が複数存在する。ただし、これらの研究は、具体の事業内容を分析する前提としての制度分析が中心であり、特別都市計画法の法案作成経緯や成立した法律と一般法との関係、さらに、特別都市計画法の内容が現行法にどのように受け継がれたかという点を、条文レベルまで分析したものではない。このため、本研究では特別都市計画法を法的観点から分析する。

また、特別都市計画法に関する、これらの法的論

*1 （一財）土地総合研究所専務理事　（公財）都市計画協会審議役　博士（社会工学）
Executive Director, Land Research Institute　Councilor, City Planning Association
Doctor(Policy and Planning Sciences)　Ph.D.in Policy and Planning Sciences

点を個々の条文に則して分析する点に、本稿の独自性、新規性がある。

なお、本稿は一次資料を一つ一つ読み込んで分析をしている。具体的な一次資料は、条文について国会図書館デジタル資料中の官報に、帝国議会議事録は帝国議会会議録検索システムに、検討中の法案については、国会図書館デジタルコレクション中の復興事務局編『帝都復興事業誌　緒言・組織及び法制編』（1931年）（以下「復興誌」という。）に、その他の公文書は国立公文書デジタルアーカイブに、当時の書籍は国会図書館デジタルコレクションに基づいている。また、当時の法令、文献については、旧字体は現在の字体に変更し、適宜、下線及び句読点を追加する。

2. 検討中の法案及び議会提出法案

2-1　帝都復興法案

復興誌162頁-170頁によれば帝都復興院では当初は、帝都復興法案という名称の法案を作成していた。この法案の条文として、復興誌記載のものを前提に論じる(5)。

帝都復興法案の内容としては表2の列Aに記載のとおりである。具体的には、

①復興計画関係（表2行2，3の列A）

②復興のための土地利用規制関係（表2の行4から7の列A関係）

③-1　事業のうち土地区画整理関係（表2の行8から14の列A関係）

③-2　事業のうち収用事業関係（表2の行21から23の列A関係）

④費用負担関係（表2の行24から28の列A関係）

である。

法律の内容としては、上記のとおり、復興計画という上位計画から、土地利用規制、事業、費用負担までを含んでおり、他の法律とは独立した復興事業のための独自の法体系を目指したものと理解できる。

2-2　帝国議会に提出された帝都復興計画法案とその案に修正された理由

1923（大正12）年12月14日に国会に政府提出された法案は、（1）に述べた検討中の帝都復興法案とは大きく異なり、帝都復興法案で存在した復興計画関係、土地利用関係、収用事業関係、費用負担関係（公共団体に一部負担を求めることができる規定を除く）の規定をすべて削除して、土地区画整理の特例に特化した内容となっている。

その理由として、事業誌170頁によれば、以下のとおりとされる。

> この法案は、その後法制局の審議の結果、本法はむしろ、都市計画法の特例規定として、都市計画法と併行して適用せられるべき性質を有するものと解し、該法案中都市計画法と重複するものと認められる規定は全部これを削除し、条文をわずかに十カ条とし、その名称も帝都復興計画法と改め（た）

ただし、この説明は、復興計画、土地利用規制、収用事業を削除した部分については該当するとしても、表2行24から28の費用負担に関する部分を削除した点の説明としては不十分であり、財政支出に係る部分について財政当局との調整ができなかった可能性は否定できない。

一方で、帝国議会に提出された帝都復興計画法案の内容となった土地区画整理に関しては、以下の対応がとられている。

①組合施行に関する規定の削除（表2行13，14の列B）

②土地区画整理に関する移転命令、道路等の公共の用に供する土地の公共編入、1割以上の宅地面積減少の場合の補償など多数の特例規定の追加（表2の行15から20の列B）

これらの修正は、法制局の指摘として想定される法理論から追加されるものとは想定しにくく、実質的な政策判断から追加等をされたと推測されるが、短期間にこれらの規定が追加された理由は確認できない。ただし、上記②のうち、宅地面積減少1割までは無償としそれ以上は補償をするという規定については、別途、帝都復興院評議会決議事項報告の件(6)（1923年（大正12）年12月22日）20頁において、希望決議事項として、以下のとおり定められたことが確認でき、これが法案に反映されたものと解される。

> 13　土地利用の増進を図り、保安衛生上の支障を少なからしむるがため、焼失区域全体にわたり土地区画整理を徹底的に断行すること。ただし、道路公園その他公用に供するため土地整理関係上、土地の約 1 割を無償提供せしむること

2-3　帝国議会の審議によって成立した特別都市計画法と議会修正の背景

帝国議会の修正を受けた上で、1923（大正12）年12月24日に公布された法律は、表2の列Cに記載したとおりである。

公布された法律では、政府提案の帝都復興計画法

案の特例規定の大枠は維持されたものの、以下の項目について、帝国議会（衆議院で修正され貴族院はその案を承認）で追加修正されている。

①法律の名称を「帝都復興計画法」から「特別都市計画法」に変更し関連して「復興計画」の用語を「特別都市計画」に変更（表2の行1の列C）

②組合施行の土地区画整理を前提とした規定を追加（表2の行11，14の列C）

③工事完了前の換地処分を可能とする規定を追加（表2の行12列C）

この修正理由を帝国議会議事録（1923（大正12）年12月20日）3頁から確認すると、衆議院で修正提案を行った小橋委員は以下のとおり説明している。

（法律の名称について）
帝都復興計画というように大きな名前のもとにこの法案を表す必要は少しも無いのであります。

（組合施行を追加したことについて）
土地区画の性質上また所有者という関係、所有者の利益を増進するという関係からして、これはもともと、所有者、地主の自治自由の組合にその精神はできているのであります。ゆえにまずもって土地所有者の区画整理をなすように途を開いたのであります。
（換地処分の特例について）
換地処分についても、特別なる場合を適用する途を開いたのであります。

いずれの説明もそれほど強固な説得力は持たないものの、政府も、当初の帝都復興法案では組合施行を想定した条文を検討していたこと（表2の行13，14の列A参照）などを踏まえると、政府側も、特に、事業実施に支障がなく修正に強く抵抗する必要がないと考えた可能性が高い。

3. 制定された特別都市計画法の他法との適用関係

3-1 施行主体

特別都市計画法は土地区画整理に関する特例に特化した内容となっているが、表3の行1，2の列Cに記載のとおり、行政官庁、行政庁、公共団体[7]及び組合施行を前提とした規定があるものの、これらの主体が施行できるという権限を明記した規定は存在しない。

一方で、1919（大正8）年公布で関東大震災以前から施行されており、特別都市計画法の一般法にあたる都市計画法においては、以下に示すとおり、土地区画整理に関して第13条の規定において施行主体として、組合と公共団体施行は位置付けられている。しかし、行政庁施行については明らかではない。ただし、都市計画事業全体を定めた第5条で行政庁施行の規定があることから、結果として、一般法の都市計画法の側に施行主体が位置付けられていると解することができ[8]、このため、特別都市計画法上は施行主体を明記する規定をおいていないと整理できる。上記の趣旨を表3の行1，2の列Aと列Cに記載している。

第5条　都市計画事業は、勅令の定めるところにより行政庁、これを執行す。（第2項略）

第12条　都市計画区域内における土地については、その宅地としての利用を増進するため、土地区画整理を施行することを得。
前項の土地区画整理に関しては、本法に別段の定めがある場合を除くのほか、耕地整理法を準用す。

第13条　都市計画として内閣の認可を受けたる土地区画整理は、認可後一年内にその施行に着手するものなき場合においては、公共団体をして都市計画事業としてこれを施行せしむ。（第2項略）

（旧字体は現在の字体に、カタカナはひらがなに変更、下線及び句読点は筆者追加）

3-2 事業内容と手続き

土地区画整理については、3-1で引用した都市計画法第12条の条文により耕地整理法を準用しており、それ以外の具体的な土地区画整理の事業内容等について特段の規定を都市計画法で置いていない。

特別都市計画法においては、耕地整理法第43条では建物のある宅地について土地所有者、借地人の同意なしには施行区域に含むことができないという制限について、震災被災地である都市部の実態を踏まえ、特別都市計画法第3条の規定によって土地所有者等の同意なしに建物のある宅地を施行区域に編入できる特例を設けている。同様に、耕地整理法第31条で工事完了までは換地処分ができないという制限を、特別都市計画法第3条第2項で緩和している。

また、特別都市計画法第6条で換地予定地にある工作物の所有者への移転命令の規定を創設しているが、これは、耕地整理法第27条に基づき施行者が工作物等を除却できる規定を補充する性格のものである。

なお、特別都市計画法第4条で組合設立のために耕地整理法では求めていなかった借地権者に関して、その保護の観点から同意を求めたものである。

これらの耕地整理法との関係については、関係する耕地整理法の条文(9)を以下に示すとともに、表3の行4から7の列BとCにその適用関係を示している。

第27条　整理施行者は、耕地整理施行のため必要あるときは、整理施行地区内の工作物または木石等を移転し、除却し、または破棄することを得。ただしこれにより生じる損害はこれを補償すべし。

第31条　前条の規定による処分は整理施行地の全部につき工事完了したのちにあらされば、これをなすことをえず。ただし規約に別段の規定ある場合はこの限りにあらず。

第43条　左に掲ぐる土地はこれを耕地整理組合の地区に編入することをえず。ただし、第一号ないし第三号の土地については主務官庁または公共団体の認許、第四号ないし第八号の土地については土地所有者関係人及び建物につき登記したる権利を有する者の同意を得たるときはこの限りにあらず。

一　御料地、国有地

二　官の用に供する土地

三　府県、郡、市町村その他の勅令をもって指定する公共団体の公共又は公共の用に供する土地

四から七（省略）

八　建物ある宅地

3-3　公共施設の扱いと減歩

公共施設の扱い等についても原則は3-2に述べたとおり耕地整理法の準用になるが、事業完成後の道路等の用地移管について、耕地整理法第11条第2項では、以下に示すとおり、畦など小規模な公共施設を前提としており、整備後は一律に国有地に編入することとしていた。しかし、震災被災地では公共施設の管理者等も複雑であることから、特別都市計画法第7条において、行政庁又は公共団体施行を前提にしてその費用を負担した国又は公共団体の所有地とする規定を設けている。

第11条　耕地整理を施行するために国有に属する道路、堤塘、溝渠、溜池等の全部または一部を廃止したるにより不用に帰したる土地は、無償にてこれを整理施行者の所有者に交付す。

耕地整理の施行により開設したる道路、堤塘、溝渠、溜池等にして前項廃止したるものに代わるべきものは無償にてこれを国有地に編入す。

また、震災被災地で新たに公共施設を整備することを進めるため、特別都市計画法第8条において、1割までの減歩は無償、それ以上の減歩については補償金を交付する規定を創設した。これらの耕地整理法との関係については、表3の行8，9の列BとCに記載している。

3-4　小括

以上のとおり、特別都市計画法では、一般法である都市計画法で規定されている施行主体については規定せず、また、準用法である耕地整理法の規定について、震災被災地の特性に合わせて適用除外、補充又は追加規定を設けている。

4. 特別都市計画法の規定のその後の展開

4-1　第二次世界大戦までの追加修正

関東大震災時に制定された特別都市計画法の規定のうち、震災被災地に限定せずに土地区画整理一般に適用できるものとして、施行区域内に建物のある宅地を土地所有者の同意なしに編入できる特例については、1931（昭和6）年改正で都市計画法に施行主体にかかわらず適用される内容に拡充して追加されている(10)。

また、事業によって整備した公共施設を国又は地方公共団体に移管する特例についても、1940（昭和15）年改正で都市計画法に一般則として規定されている。これらの点についてを示したのが表3列Dである。

4-2　戦災復興時の特別都市計画法

第二次世界大戦の戦災復興のため1946（昭和21）年9月11日、特別都市計画法（以下「新特別都市計画法」という。）が新たに公布されている。その内容については、いわゆるグリーンベルトを構想した緑地地域の規定もあるものの、大部分は、関東大震災時の特別都市計画法の規定を踏襲している。

関東大震災時と同種の特例として、

①建物がある宅地に加え、公有地等も土地所有者等の同意なしに区域編入ができること（新特別都市計画法第5条第1項）

②工事完了前でも、換地処分ができること（同条第2項）

③工作物の除却命令に加え、立ち退き命令ができること（第15条）

④無償減歩の率について1割5分まで引き上げたこと（第16条）

ただし、④の部分は制定直後に憲法第29条違反の議論がでて、1949年に新特別都市計画法を改正して、この規定を削除し、従前地と換地が等価であることを前提にして価格が減価した場合には補償金を支払う規定が設けられた。

なお、新特別都市計画法では、施行主体に行政官庁がならないことが法文上明記されるとともに、関東大震災時の特別都市計画法には規定されていた組合施行を前提する規定は措置しなかった。これらの点は表3の列Eに示している。

4-3　1954（昭和29）年制定の土地区画整理法

戦前からの土地区画整理に関する特例及び耕地整理法準用部分を統合して、1954年に土地区画整理法が制定された。

この制定当初の土地区画整理法に規定された、これまで論じた点に関係する事項は以下のとおりである。

①施行主体について、個人、組合、公共団体、行政庁、行政官庁を明記したこと（第3条）

②対象区域についても都市計画区域内と規定し、区域の対象となる土地の限定をなくしたこと（第2条）

③借地権者については、組合設立時に土地所有者と同等の3分の2の同意要件としたこと（第18条）

④工事完了前の換地処分も例外的に可能としたこと（第103条）

⑤大臣又は知事による移転除却命令と施行者による移転除却権限を創設したこと（第76条、第77条）

⑥事業によって整備された公共施設の土地の所有権を公共施設管理者とすること（第105条第3項）

⑦施行後前後で価格が減価した場合には減価補償金を交付すること（第109条）の規定が設けられた。

これらの点は表3列Fに示している。

4-4　小括

関東大震災時に制定された特別都市計画法に基づく土地区画整理の特例のうち、震災被災地に限定せずに一般的に適用すべき規定は、戦前において一部は都市計画法に一般則として規定され、さらに、戦後の新特別都市計画法、土地区画整理法に受け継がれている。

ただし、その例外として、特別都市計画法で措置された1割までは無償で減歩する規定については、現行憲法下での違憲のおそれがあることから、戦後においては、事業施行前後で価格が減少した場合には補償をするという減価補償の規定に置き換わっている。

5. まとめ

本稿においては、関東大震災時に制定された特別都市計画法の改正経緯、具体的な条文内容と他の法律との関係、その後の法改正の動きを明らかにすることによって、

①一般法である都市計画法の適用を原則としつつ、特例のみを特別都市計画法に規定したこと

②既存の事業制度である耕地整理法を準用していた土地区画整理について、震災被災地の実態に即して必要な部分に限って適用除外などの規定を措置したこと

③その後、戦前の改正においても一般化が一部行われ、土地区画整理事業に関する一般法として戦後に制定された土地区画整理法の中に、特例が恒久的な規定として位置付けられたこと

を確認した。これら点はその後の復興事業法制を評価する上での基礎資料となりうると考える。

これをより一般化すると、復興立法政策論として「大災害後に復興事業法制を改善する場合には、全く新しい事業制度を創設するのではなく、既存事業制度を改正する形式が適切である」という仮説（以下「既存制度改正方針」という。）が提示できる。ちなみに、戦後の大災害に対応した復興事業法制の対応状況は、表4のとおりであり、既存制度改正方針と整合的である(11)(12)。今後の大災害時の法改正にあたっても、この既存制度改善方針に即して、全く新しい事業制度を創設するのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の既存事業制度の特例措置を講じる可能性がある。

翻って、既存制度改正方針は、理論的には次の二点が優れている。第一に、復興事業は、財産権の内容を強制的に変更させる内容を有している。

これを適切に実施するためには、住民参加等の手続き規定等が整備されている既存制度を活用した方が、権利制限内容を適正な範囲内に止める観点からは優れている。第二に、復興事業はその実施にあたって、行政と土地所有者等との十分な意見調整が必

要であり、その際には専門知識が不可欠である。新しい事業制度の専門知識は現場の行政には存在しないことから、既存の専門知識を活用できる既存制度改正方針の方が、現場での意見調整が円滑に進む。

ただし、既存制度改正方針に対しては、「想定外の大災害に対応した十分な制度設計が、既存制度の枠組に制約されて困難になる」という批判もありえる。よって、既存制度改正方針は、今回得られた特別都市計画法の法的検討結果に加えて、より幅広く事業制度を分析することによって、批判に耐えられるように説明能力を高める必要がある。この点については、今後の検討課題とする。

表4　戦後の大災害と復興事業に関する法改正

	A	B	C
		阪神淡路大震災(1995年)	東日本大震災(2011年)
1	土地区画整理事業	復興共同住宅区(被11-14)	施行区域の特例(特51)
2		清算金に代わる住宅等の給付(被15)	
3		施行地区外の住宅等の建設(被16)	
4		公営住宅等の用途(被17)	
5	市街地再開発事業	第二種事業の施行区域の特例(被19)	
6	復興一体事業		復興一体事業(土地区画整理事業と土地改良事業を一体的に施行する事業)の創設

(備考)青のセルは、既存制度に対する特例措置を創設する改正を、オレンジのセルは、新たな事業制度や計画制度等を創設する改正を意味している。被〇〇は、被災市街地復興特別措置法の条文を、特〇〇は、東日本大震災復興特別区域法の条文を意味している。

5. 謝辞

論文審査過程において、査読の先生方に丁寧が指摘を頂き感謝申しあげます。

補注

(1) 越澤明『復興計画』（中央公論新社、2005）、昌子住江「震災推進計画の推進体制」日本土木史研究発表会論文集1985年5巻 257頁-263頁参照。

(2) 小柳春一郎「関東大震災と借地借家臨時処理法（大正13年法律第16号）上中下」獨協法学1995年41号 235頁-283頁、1996年42号 217頁-296頁、1996年43号231頁-300頁参照。

(3) 都市計画関係では、1919（大正8）年に制定された建築基準法の前身である市街地建築物法に関するもの（表1のグレーのセルで示している）も存在する。ただし、仮設建築物等に対して適用除外とする、又は建築物の高さ制限等を強化する内容であって、法的な論点が乏しいため、本稿では扱わない。

(4) 石田頼房「日本における土地区画整理制度史概説1890～1980」総合都市研究第1986年28号 45頁-87頁、岸井隆幸「土地区画整理事業の事業構造に関する研究」東京大学博士（工学）論文 1992年、大沢昌玄「災害復興土地区画整理事業の施行者に関する基礎的研究」都市計画論文集2013年48巻3号 711頁-716頁、簗瀬範彦「土地区画整理の制度形成に関する史的考察」土木学会論文集D2（土木史）2014年70巻1号 53頁-65頁参照。

(5) 復興誌掲載の条文としてまとまる前の段階（公共団体が費用にあてるために特別税を賦課できるなどの条文が存在）の「帝都復興法案（未定稿）」が、国立公文書館デジタルアーカイブの昭和財政史資料第1号第132冊において確認できる。この条文から復興誌掲載の条文までの経緯は現時点では充分確認できないことから、本稿での検討は復興誌記載のものを用いる。

(6) 国立公文書館デジタルライブラリーの以下のURL参照。https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F0000000000000010355&ID=M0000000000000265132&TYPE=（2023年6月14日最終閲覧）

(7) 本稿では、戦前の通説的な解釈である美濃部達吉『日本行政法 上巻』（有斐閣、1940）373頁-379頁に基づき、「行政庁」とは、国家意思を国民に対して表示すべき権能を与えられている国家機関をいい、国家の機関と公共団体の機関を含むこと、そのうち、国家の機関のみを意味する場合に「行政官庁」という用語を用いることとする。また、知事は「公共団体の機関」であるとともに、国の機関としては「行政庁」と位置付けられるという用語法に従う。

(8) 戦前の内務省解釈を示している飯沼一省『都市計画』（常磐書房、1934）444頁-445頁では、都市計画法第12条及び第13条の解釈として、土地区画整理のうち、任意的土地区画整理の施行主体として、一人、共同、組合施行を、強制的土地区画整理の施行主体として公共団体を記載している。しかし、これらの条の解説としては行政庁施行について述べていない。一方で、同著300頁-301頁の都市計画法第5条に関する都市計画事業の施行者の記述において、行政官庁の施行する事例として「特別都市計画法に基づいた東京横浜の焼失地域における復興事業」をあげていることから、本稿の説明と同著の説明は整合していると考える。

(9) 耕地整理法は1899（明治32）年に公布されているが、1909（明治42）年4月13日に全文改正をしている。本文では、1909年に公布された耕地整理法の条文に基づいている。

(10) 1931年都市計画法改正は、抵当証券法を制定する際にその附則に規定して実現している（官報昭和6年3月30日第1272号、659頁左4段目参照）。戦前戦後を通じ、新法制定の附則は、新法制定に伴い改正が必要となる他の法律の改正事項を規定するのが本来の立法形式である。戦前の法改正は、戦後と異なり改正経緯のデータベースが未整備なため、官報の題名から一つ一つ法改正事項を確認していく必要がある。1931年改正は筆者が偶然に発見することができたが、このような異例な立法形式の結果、題名から改正事項を把握することが困難であったという問題点を指摘する。なお、戦前の都市計画法改正事項は表3列D以外に存在しないことは確認済みである。

(11) 表4の行6の復興一体事業は実績がゼロであり、既存制度改正方針の反証とはなっていないと整理している。

(12) 東日本大震災の際の復興制度の実績については、拙稿「東日本大震災以降に発出された生命・財産に関係する法律及び超法規的通知の実態及び今後の改善のあり方に関する研究」筑波大学博士（社会工学）論文 2022年、拙稿「東日本大震災時及びそれ以降の復興制度に関する内容及び課題について」都市計画2023年72巻4号通巻363号　18頁-21頁参照。

表1　1923（大正12）年9月1日から1年間に制定された関東大震災関係の法律及び勅令

	A		B	C
1	1923年	9月2日	緊急勅令(8条)第396号	非常徴発令
2		9月2日	勅令第397号	臨時震災救護事務局官制
3		9月2日	緊急勅令(8条)第398号	一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件
4		9月2日	勅令第399号	勅令第398号の施行に関する件
5		9月3日	勅令第400号	関東戒厳司令部条例
6		9月3日	勅令第401号	大正第12年勅令第399号中改正の件
7		9月4日	勅令第402号	大正第12年勅令第399号中改正の件
8		9月7日	緊急勅令(8条)第403号	治安維持のためにする罰則に関する件
9		9月7日	緊急勅令(8条)第404号	私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件
10		9月7日	緊急勅令(8条)第405号	生活必需品に関する暴利取締の件
11		9月7日	勅令第406号	会計規則その他の収入支出に関する命令の規定に関し特例を設くる件
12		9月12日	勅令第407号	米穀法第2条の規定により輸入税免除の件
13		9月12日	勅令第408号	大正9年勅令第53号生牛肉及鳥卵の輸入税免除の件中改正の件
14		9月12日	緊急勅令(8条)第409号	東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員の任期等に関する件
15		9月12日	緊急勅令(8条)第410号	震災被害者に対する租税の減免等に関する件
16		9月12日	緊急勅令(8条)第411号	生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件
17		9月12日	緊急勅令(8条)第412号	震災時の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件
18		9月12日	勅令第413号	震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件
19		9月16日	勅令第414号	東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内に於ける仮設建築物等に関する件
20		9月16日	勅令第415号	大正12年勅令第412号の施行に関する 件
21		9月17日	勅令第416号	臨時震災救護事務局官制中改正の件
22		9月17日	勅令第417号	大正12年勅令第411号生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件
23		9月19日	勅令第418号	帝都復興審議官制
24		9月22日	勅令第419号	労働統計実地調査令中改正の件
25		9月22日	緊急勅令(8条)第420号	臨時物資供給令
26		9月22日	緊急勅令(8条・70条)第421号	臨時物資供給特別会計令
27		9月22日	勅令第422号	震災救護の為の恩賜金及寄付金等の取扱に関する件
28		9月27日	緊急勅令(8条)第423号	東京府及神奈川県における衆議院議員選挙人名簿調製に関する件
29		9月27日	緊急勅令(70条)第424号	日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件
30		9月27日	勅令第425号	帝都復興院官制
31		9月27日	勅令第426号	高等官等俸給令中改正の件
32		9月27日	勅令第427号	文官任用令中改正の件
33		9月27日	勅令第428号	奏任文官特別任用令中改正の件
34		9月27日	勅令第429号	大正12年勅令第404号第3条第1項の適用等に関する件
35		9月30日	勅令第433号	大正12年勅令第410号震災被災者に対する租税の減免等に関する件の施行に関する件
36		10月2日	勅令第434号	臨時営繕局官制
37		10月15日	勅令第444号	大正12年勅令第413号震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件中改正の件
38		10月15日	勅令第445号	庁府県巡査定員に特例を設くるの件
39		10月19日	勅令第447号	郵便貯金郵便為替等の権利の申告に関する件
40		10月24日	勅令452号	大正12年勅令第399号中改正の件
41		10月25日	勅令第453号	東京府、神奈川県及埼玉県所在の監獄に職員増置の件
42		10月27日	勅令第459号	供託物の還付又は取戻を請求する場合に関する特例の件
43		10月31日	緊急勅令(8条)第471号	震災に因り株主名簿を喪失したる会社の株主総会等に関する件
44		11月1日	勅令第473号	震災時の行政庁に対し出願、請求その他の手続をなすべき期限の延期に関する件
45		11月12日	緊急勅令(8条)第475号	法人に対する破産宣告に関する件
46		11月15日	緊急勅令(8条)第478号	大正12年勅令第398号一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件廃止の件
47		11月15日	勅令第479号	大正12年勅令第399号大正12年勅令第398号の施行に関する件廃止の件
48		11月15日	勅令第480号	東京警備司令部令
49		11月30日	勅令491号	臨時震災救護事務局官制中改正の件
50		12月24日	法律第53号	特別都市計画法
51		12月24日	法律第54号	震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律
52		12月24日	法律第55号	復興事業の施行に伴い支払うべき金額を国債証券を以て交付する等に関する法律
53		12月24日	法律第56号	震災善後公債法
54		12月24日	法律第56号	東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律
55		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第509号	臨時物資供給令の効力を将来に失わしむるの件
56		12月24日	緊急勅令(8条第2項)第510号	臨時物資供給特別会計令の効力を将来に失わしむるの件
57		12月27日	勅令第517号	東京区裁判所に臨時職員増置の件

58	1924年	1月30日	勅令第13号	大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
59		2月2日	勅令第14号	特別都市計画委員会官制
60		2月13日	勅令第17号	米貨公債及英貨公債の発行に関する件
61		2月18日	勅令第19号	大正12年勅令第414号東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内に於ける仮設建築物等に関する件中改正の件
62		2月23日	緊急勅令(8条)第21号	震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件
63		2月25日	勅令第24号	帝都復興審議会官制廃止の件
64		2月25日	勅令第25号	帝都復興院官制廃止の件
65		2月25日	勅令第26号	復興局官制
66		2月25日	勅令第27号	高等官官等俸給令中改正の件
67		2月25日	勅令第28号	文官任用令中改正の件
68		2月27日	勅令第30条	大正12年勅令第407号米穀法第2条の規定に依り米穀の輸入税免除の件中改正の件
69		2月27日	勅令第31号	大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件
70		3月13日	勅令第48号	特別都市計画委員会官制中改正の件
71		3月17日	勅令第49号	特別都市計画法施行令
72		3月29日	勅令第59号	臨時震災救護事務局廃止の件
73		6月2日	勅令第137号	復興事業の施行に伴い交付すべき国債証券に関する件
74		6月10日	勅令第152号	市街地建築物法施行令中改正の件
75		7月18日	法律第4号	震災被害地の地租免除等に関する法律
76		7月18日	法律第5号	震災に因り地租を免除せらるる者の法令の資格要件に関する法律
77		7月18日	法律第7号	非常徴発令廃止に関する法律
78		7月22日	法律第13号	震災善後公債法中改正法律
79		7月22日	法律第14号	震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律
80		7月22日	法律第15号	復興貯蓄債券法
81		7月22日	法律第16号	借地借家臨時処理法
82		7月22日	法律第17号	借地借家調停法中改正法律
83		8月12日	勅令第174号	借地借家臨時処理法の施行期日及び施行地区に関する件
84		8月12日	勅令第175号	借地借家臨時処理法の規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する件
85		8月23日	勅令第198号	大正12年勅令第414号第1項の規定に依る建築着手期限の延期に関する件
86		8月30日	勅令第203号	府県災害土木費国庫補助規程

(備考)対象期間の官報を確認して、関東大震災に関係する法律又は勅令を抽出している。
列Aの日付は官報発行の日付を記載している。
列Bのうち、いわゆる緊急勅令については、根拠となる明治憲法の条文を記載して掲載している。
列Cの名称のうち、漢数字はアラビア数字に、カタカタはひらがなに変換している。セルの色については本文で説明している。

表2　検討案であった帝都復興法案、提出法案である帝都復興計画法案、成立した特別都市計画法の比較

			A	B	C
			帝都復興法案	帝都復興計画法案	成立した法律(特別都市計画法)
1	法案名称		帝都復興法案	帝都復興計画法案	○特別都市計画法に修正 ○同時に条文上「復興計画」を「特別都市計画」に変更
2	計画		○復興計画区域は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(2)	なし	なし
3	計画		○復興計画・復興事業は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(3)		
4	土地利用規制		○市街地建築物法に基づく地域・地区指定は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(12①)	なし	なし
5	土地利用規制		○復興計画区域内での風致、風紀、倉庫、荷揚設備のための地域指定は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(12②)		
6	土地利用規制		○都市計画法11の建築物等の制限規定の準用		
7	土地利用規制		○地域地区等のための立入権限(14)		
8	事業	土地区画整理事業	○復興事業は行政官庁・行政庁施行、一部行政庁以外が施行(5)	なし	なし
9	事業	土地区画整理事業	○復興計画区域内の土地に土地区画整理事業の施行可(15①)		
10	事業	土地区画整理事業	○土地区画整理は耕地整理法準用(15②)		
11	事業	土地区画整理事業	○土地区画整理に建物のある宅地を編入可(15③)	○行政庁又は公共団体施行の土地区画整理に建物のある宅地編入可(3)	○建物のある宅地編入を認める規定を行政庁、公共団体に限定する規定を削除(組合を対象に追加)
12	事業	土地区画整理事業			○工事途中で換地処分をなすこと可(3②)
13	事業	土地区画整理事業	○土地区画整理組合設立は総数及び面積のそれぞれの2分の1の土地所有者の同意で設計書、規約をつくり帝都復興院総裁の認可(19①)	なし	なし
14	事業	土地区画整理事業	○組合設立に借地権者の同意が必要(19②)	なし	○組合設立に借地権者の同意が必要(4条追加、以下、1条ずつ条ずれ)
15	事業	土地区画整理事業		○設計、換地処分及び補償金配当は土地所有者、借地権者からなる土地区画整理委員会の意見を聞く(4)	同左
16	事業	土地区画整理事業		○換地予定地を指定して建物その他の工作物の移転を命じること可(5①)移転に伴い通常受けるべき損害を補償する(5②)	
17	事業	土地区画整理事業		○道路、広場、運河、その他の公共の用に供することとなった土地は、施行の費用負担をする国又は公共団体の所有地に編入(6①)	
18	事業	土地区画整理事業		○宅地の面積が1割以上減少した場合には補償金を交付する(7①)	
19	事業	土地区画整理事業		○耕地整理法を準用しがたい事項は勅令で定める(8)	
20	事業	土地区画整理事業		○補償審査会関係規定(9)	
21	事業	収用事業	○復興事業に要する土地は収用可(24)	なし	なし
22	事業	収用事業	○復興事業に対する内閣認可をもって土地収用法の認定とみなす(27)		
23	事業	収用事業	○土地収用の協議が整わないときには補償審査会の裁決を求めること可(28)		
24	費用負担		○費用負担は行政官庁施行は国、行政庁施行は公共団体、行政庁以外施行はその者(6)	なし	なし
25	費用負担		○行政官庁施行の場合、公共団体が一部負担可(7)	○行政官庁施行の場合、公共団体が一部負担可(2)	同左
26	費用負担		○行政官庁以外の施行の場合、国庫より一部補助可(8)	なし	なし
27	費用負担		○公共団体の負担に対して国庫より無利子貸付可(9)		
28	費用負担		○行政庁土地区画整理事業施行の場合、土地所有者その他の関係人に費用の一部負担可(22)		

(備考)数字はそれぞれの法案、法律の条文を表している。丸数字は項を表している。

表3　特別都市計画法の他法との適用関係及びその後の法律への継承内容

		A	B	C	D	E	F
		旧都市計画法	耕地整理法	特別都市計画法（関東大震災時）	戦前の追加改正	特別都市計画法（戦災時）	土地区画整理法（制定時）
1	施行主体	○12条から14条の土地区画整理の規定では，明確な主体規定なし（13条は土地所有者が施行することを前提に、認可後1年以内に着手しない場合に公共団体施行を規定）		○2,4,5条では行政官庁、行政庁、公共団体、組合の施行があることが当然の前提		○行政官庁は施行しない（1③）	○個人、組合、公共団体、行政庁、行政官庁を規定（3）
2		○5条で都市計画事業は行政施行を原則として、特別の必要があるときは、行政庁以外の都市計画事業を実施できると規定					
3	事業内容と手続き	○13②で耕地整理法準用					
4		○12条で都市計画区域内と規定	○43条で土地所有者、関係人、建物の登記をした者の同意をえなければ，建物のある宅地等を施行地区に編入できない	○耕地整理法43条の特例として、土地所有者等の同意なしに、行政庁又は公共団体施行の土地区画整理に建物ある宅地編入可（3）	○1931年改正で都市計画法に一般的に規定（同時に耕地整理法改正で市の区域を対象外に）	○行政庁施行の土地区画整理について耕地整理法43条の特例として、建物のある宅地に加え官の用に供する土地等を編入可（5）	○都市計画区域内の土地と規定（2）
5				○土地区画整理を施行するための組合設立には借地権者の同意が必要（4）			○所有者と借地権者のそれぞれ3分の2の同意（18）
6			○31条で工事終了後でないと処分ができない。	○工事完了前でも換地処分ができる（3②）		○工事完了前でも換地処分ができる（5②）	○原則は工事終了後に換地処分。定款、施行規程に別段の定めがあれば工事完了以前に換地処分可（103）
7			○27条で移転、除却、破棄することができる	○換地予定地の建物等の移転を命ずることができる（6）		○施行に必要な工作物の移転命令、立ち退き命令ができる（15）	○大臣又は知事による除却命令（76）、施行者の建築物等の移転、除却権限創設（77）
8	公共施設の扱いと減歩		○11条で国有に属する道路、堤塘、畦畔、溝渠、ため池等を廃止したときは、施行地の所有者に交付する、開設した道路、畦畔、溝渠、ため池等は国有地に編入する	○行政庁又は公共団体施行の場合、道路、広場、運河その他の公共の用に供する土地は施行の費用を負担する国又は公共団体の所有地に編入する（7）	○1940年改正で、組合等を含んで移管一般化		○公共施設の用に供する土地は公共施設を管理すべき者に帰属（105③）
9				○宅地の面積が1割以上減少した場合には補償金を交付する（8①）（帝都復興院評議会希望決議の反映）		○宅地の面積が1割5分以上減少した場合には補償金を交付する（16） ○1949年改正で上記規定を削除し、減価した場合には減価補償金を交付する規定に修正	○施行前後で価格が減価した場合には減価補償金を交付（109）